

中小企業経営者必聴！もう他人事ではありません

いよいよ
始まる！

「パワハラ防止法」 具体的対策セミナー

「パワハラ防止法」は2020年6月1日に施行され、大企業での職場のパワーハラスメント防止対策を講じることが義務化されました。そして、2022年4月1日より、いよいよ中小企業にも義務化が適用されます。

当法律を違反した場合、行政から指導または勧告が行われることがあり、勧告に従わない場合には企業名を公表できるとされています。企業のイメージダウンにも繋がりがねませんし、パワハラが公に発生する事で経済的損失を被る可能性もあります。

一方で当法律はもとより、そもそもハラスメントについて正しく理解している方は少ないかもしれません。今回のセミナーの講師を務める当社労士法人は大企業を顧問先にもち2年前よりパワハラ防止法の対策に着手しております。その経験を踏まえて、中小企業経営者の皆様向けに当法律の内容と、具体的な対策についてお話させていただきます。

セミナー内容

- ・パワハラ防止法とは。そもそも何故この法が施行されたのか
- ・正しいと思っていた部下指導が実はパワハラだった
- ・指導とパワハラの境界線とは
- ・こんなに種類があるの？パワハラ以外の〇〇ハラ
- ・知らなかったでは済まされないパワハラ損害賠償の実態
- ・具体的対策を講じる事が中小企業には難しい理由
- ・〇〇があれば安心。具体的対策の切り札

2022

3/23 水

10:00~11:30

開催形式

ZOOMを活用したオンライン開催

※申込後、ZOOMの使用方法についてご案内いたします

参加費

無料



講 師

SATO社会保険労務士法人
社会保険労務士 渡邊 聡

大学卒業後、ユニー株式会社に入社。人事部署に勤務し、人事制度や賃金体系の設計・見直し及び労使交渉に携わる。約20年間現場での人事労務の実務経験を活かして、年間30件を超えるセミナー講師としても活躍中。



MC

中央ライブ(株)
山本 貴士

【参加方法】 下記QRコードにてお申込ください



【主催・お問い合わせ】 SATO社会保険労務士法人 名古屋オフィス 担当:渡邊
愛知県名古屋市中村区名駅5丁目25-8 第二豊友ビル4階
TEL:052-414-5836 mail: sa.watanabe@sato-group.com

【共催】 中央ライブ株式会社 担当:山本 愛知県春日井市篠木町7-19-8 TEL:0568-81-7839